

## がんばろう 日本

大不況の中での大震災・原発事故。この国はどうなるのだろう。解決の糸口は見えていない様に思う。正直な感想である。国難というしかないだろう。今後長く苦しい道が続くのだろう。元々、日本は地政学的に見て過酷な位置に立地している。極東、島国、狭い国土。資源も無い。それゆえ、過去多くの困難に陥ってきた。蒙古襲来、明治維新、日清戦争、日露戦争、第二次大戦による敗戦、神戸淡路大震災、数え上げればきりが無い。台風・地震には有史以来悩まされ続けている。しかし、こんな厳しい条件下にもかかわらず、日本は目覚ましい発展を遂げてきた。勤勉な国民と優秀な指導者による営々とした努力の集積である。我々も先人同様にがんばり、元気な日本を子孫に残したいものだ。



(竹内)

### 相続税の申告期限までに遺産分割ができない場合のデメリット

遺産の全て、または一部について、誰が相続するか決定されていない状態を「未分割」といいます。相続人間の協議が整わず、未分割のまま相続税の申告期限を迎えた場合には、未分割財産を民法の法定相続分どおり取得したものととして申告することになります。

こうした未分割申告の場合、次のような特典が受けられないというデメリットがあります。

#### 1. 配偶者に対する相続税額の軽減が受けられない。

→ 配偶者の法定相続分又は1億6千万円のどちらか多い金額までの取得分の相続税が課税されない特典。

#### 2. 小規模宅地等の評価減の適用が受けられない。

→ 一定の事業用・居住用宅地等について最大80%の評価減をしてくれる特典。

#### 3. 農地等の相続税の納税猶予が受けられない。

→ 一定の農地について農業投資価格で計算した税額を超える部分について相続税を猶予する特典。

これらの特典が受けられないため、未分割申告のケースでは、申告時に納付する税額が通常より多額になります。

さらに、原則として、未分割の土地は売却できず、さらに物納もできないため、納税資金に窮する可能性もあります。

なお、特典を受けたい財産のみ期限内に分割し、残りについては未分割のまま申告することは可能です。

また、配偶者に対する相続税額の軽減と小規模宅地等の評価減については、相続税の申告期限の翌日から3年以内に分割ができた場合、更正の請求をすれば税金の還付が受けられます。その場合は、当初申告において「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付しておく必要があります。

いずれにせよ、遺産分割協議でもめた場合、税務上のデメリットだけでなく、各相続人の精神的・経済的な負担も大きくなります。円満な分割協議ができるよう、早めの生前対策が望まれるところです。

(大寺)

# 高齢労働者の雇用保険料について

H23.4.1 時点で満 64 歳以上の労働者は、雇用保険料が免除されます。  
S22.4.1 以前に生まれた方が当該被保険者となります。被保険者負担分だけでなく、事業主負担分も免除対象です。  
4月分の給料から控除の必要はありません。

## 新しく労働者を雇い入れたら

一人でも労働者を雇い入れたら、労災保険に加入しなければなりません。  
1 週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ 31 日以上雇用見込みのある労働者の場合は、雇用保険の被保険者となりますので、お忘れのない様にお手続きを行って下さい。

(岩佐)

### 4月の社会保険労務

- |  |  |
|--|--|
| <p>10日 一括有期事業開始届&lt;概算保険料 160 万円未満：請負金額 19,000 万円未満の工事&gt; (労働基準監督署)</p> <p>30日 労働者死傷病報告書の提出<br/>&lt;休業 4 日未満 1 月～3 月分&gt; (労働基準監督署)<br/>健保・厚年の保険料納付 (郵便局または銀行)<br/>預金管理状況報告 (労働基準監督署)<br/>健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付 (使用) 状況報告書提出 (年金事務所・公共職業安定所)</p> | <p>支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者 (誕生月を迎える者) 現況届<br/>旧国民年金 (老齢・通老) 受給権者 (誕生月を迎える者) 現況届</p> <p>※ 世界保健デー (7日)</p> |
|--|--|

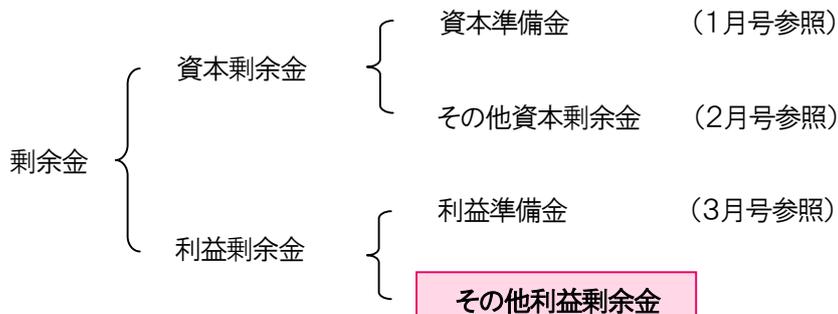
### 4月の税務

- |  |   |
|--|---|
| <p>1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出<br/>4 月 1 日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは 4 月 15 日までに関係の市町村長に要届出</p> <p>2 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告<br/>申告期限… 5 月 2 日 (道府県及び市町村)</p> <p>3 軽自動車税の納付<br/>(1)賦課期日… 4 月 1 日<br/>(2)納期限… 4 月中において市町村の条例で定める日</p> <p>4 固定資産税 (都市計画税) の第 1 期分の納付<br/>納期限… 4 月中において市町村の条例で定める日</p> <p>5 3 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付<br/>納期限… 4 月 1 日</p> <p>6 2 月決算法人の確定申告&lt;法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税&gt;<br/>申告期限… 5 月 2 日</p> <p>7 2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>申告期限… 5 月 2 日</p> | <p>8 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<br/>&lt;消費税・地方消費税&gt; 申告期限… 5 月 2 日</p> <p>9 8 月決算法人の中間申告&lt;法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税&gt;…半期分<br/>申告期限… 5 月 2 日</p> <p>10 消費税の年税額が 400 万円超の 5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告&lt;消費税・地方消費税&gt;<br/>申告期限… 5 月 2 日</p> <p>11 消費税の年税額が 4,800 万円超の 1 月、2 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告 (1 2 月決算法人は 2 ヶ月分)<br/>&lt;消費税・地方消費税&gt; 申告期限… 5 月 2 日</p> <p>12 固定資産台帳の縦覧期間<br/>4 月 1 日から 20 日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間</p> <p>13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間<br/>市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後 60 日までの期間等</p> |
|--|---|

### 会計制度

## その他利益剰余金

今月号は、純資産の部第 5 弾「その他利益剰余金」について、説明させていただきます。  
その他利益剰余金を図で示すと次のようになります。



その他利益剰余金とは、過去の利益の積み重ね (留保利益) です。  
資本準備金、利益準備金が会社法により一定の制限を設けられているのに対し、その他利益剰余金は会社が自由に活用 (配当・〇〇積立金として積立) できるものです。  
以上で「資本の部」の解説は終了です。

(渡邊)

**議決権1票**

医療法人の社員は、各社員1人に付き1票の議決権を有します。

株式会社等であれば、出資した金額に応じた議決権割合となりますが、医療法人では「出資金額を多く持つ者に、多くの議決権を与えるとその者の意思・意見により、場合によっては医療法人が営利化する危険性があり、その様なことを防ぎ、**医療法人の公平性・非営利性・財務安定を確保**したい。」との理由から、株式会社のように出資に応じた議決権を、医療法人の社員は有していません。

**出資0円の議決権**

医療法人の社員は必ずしも出資をしなければ、社員になれないと言う訳ではありません。  
社員総会の承認を受ければ、出資0円でも社員となれます。  
また、この場合その社員は1票の議決権を有します。

(田中)

婚姻期間が20年以上ある夫婦間で、下記の贈与が行われた場合には、基礎控除110万円のほかに配偶者控除(最高2,000万円)が受けられます。

1. 居住用不動産
2. 居住用不動産を取得するための金銭

適用要件は以下のとおりです。

1. 婚姻期間20年を過ぎた後の贈与であること
2. 配偶者から贈与された財産が、自分が住むための居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
3. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、上記の居住用不動産に現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること

なお、この特例の適用は同じ配偶者からの贈与に対し、一生に一度しか受けることが出来ません。

(久保脇)

平成23年2月1日以降に契約する工事から、以下の要件をすべて満たす場合に限り、現場代理人が2つの工事について兼務することを試行として認められることとなりました。

## ◆ 要件

1. 徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
2. 当初請負金額が200万円未満の工事
3. 発注者が現場代理人の工事現場への常駐が可能と認めた工事

## ◆ 申請方法等

請負者は、各主任監督員と現場稼働日について協議を行い、協議の結果、現場稼働日が重複しないと判断した場合、「現場代理人兼務申請書」並びに「現場代理人及び主任技術者選任通知書」を記入提出し、発注者が常駐可能かどうか確認する。

## ◆ 留意事項

発注者が兼務を認めないときは、「現場代理人及び主任技術者選任通知書」を再提出するものとし、工程の変更等により、常駐に支障があると判断された場合、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、速やかに手続きを行うものとする。  
詳しくは徳島県及び徳島県電子入札ホームページでご確認ください。

(岸上)

## Q. 終身保険って何ですか？

A. 契約した日から被保険者がお亡くなりになるまで、一生涯保障する保険です。

## Q. 終身保険のメリットは何ですか？

A. 以下のようなメリットがあります。

1. 保障される期間が限定されず、何歳で亡くなっても 契約を解約しない限り、死亡時に必ず保険金がもらえる。
2. 支払保険料が一定である。
3. ある程度支払い続けると、契約を解約した場合「解約返戻金」として、それまで払い込んだ保険料の一部が支払われる。

\*ただし、返戻率は 保険会社によって違います。

## Q. 終身保険のデメリットは何ですか？

A. 一生涯を保障してくれるので、月々の保険料が定期保険に比べて高額である。

## Q. 終身保険はどのような活用方法がありますか？

A. 以下のような方法があります。

1. 自分の葬儀費用を保険金で準備したい。
2. 残された遺族に財産として保険金を残す。
3. 保障の確保と同時に老後資金の準備ができる。
4. 相続税の納税資金として活用できる。

注)保険会社やご契約形態によって内容が若干異なる場合がありますので、詳しい事はお問い合わせください。

来月は、「養老保険」とは…をご説明します。

(東條)

**資本金** 今日のあなたは資本金です。もし、あなたの存在が大きければ、一般的には安心感を与えることができる存在です。今日は大黒柱として、みんなからも一目置かれる一日になるでしょう。些末なことに振り回されずに、どーんと構えてみんなの精神的支柱として過ごしましょう。

**寄付金** 今日のあなたは寄付金です。なにも見返りを求めずに支払われるお金ですか、無償の愛とか社会貢献というクリーンなイメージをもたられるいい一日になるでしょう。あやしい団体とかに支払われると損金算入ができないこともありますから、あなた自身も汚れに手を染めることなく過ごしましょう。

**現金** 今日のあなたは現金です。ある意味無敵です。いつでもどこでも通用する、みんなから大切にされる、そんな一日になるでしょう。世界にも通用するスケールの大きい存在です。今日はきっとすばらしい一日に！もっとも、あなたの存在が大きければの話です。小口であれば扱いはそんざいになりますからご用心。

**買掛金** 今日のあなたは買掛金です。いずれはお金を支払うわけですが、今日という日に限ってはお金は払わないわ、モノはもらうのやりたい放題な一日となるでしょう。今さえよければそれでいいじゃんという人にはもってこいの一日ですが、いずれお金を支払う日にあわてることのないよう備える一日にしたいものです。

**長期借入金** 今日のあなたは長期借入金です。借金というだけでなく、さらに長期がつかうわけですから、どれだけ重たく迷惑な存在かは自分で考えてみてください。周りからは「超お荷物」と思われています。まったく使えない社長のドラ息子が入社してしまったときの社員の感想が、今日のあなたにも向けられています。

**仮受金** 今日のあなたは仮受金です。前受金よりさらにたちが悪いと言えるでしょう。なにしろ、今日のあなたはとにかく「仮の存在」にすぎません。とりあえず、お金をもらったけど、なんでももらったんだっけ？とか最終的な金額が決まらない優柔不断な感じ。あなたの本当の居場所は、今日は見つかりません。

**雑収入** 今日のあなたは雑収入です。あなたの存在は一応利益ですけど、たいした影響のない、メリットの少ない存在とも言えるでしょう。まあ、いないよりマシ程度と考えておいた方がいいですね。念のため申し添えますが、今日のあなたはいてもいなくてもおそらくはまったく無問題な存在です。

**不渡手形** 今日のあなたは不渡手形です。本当に迷惑極まりない存在です。かつては輝いていたあなたも、もはや単なるお荷物にすぎません。いまさら個人の努力ではこの状況をどうにも改善することはできません。華やかな過去の栄光を語るだけの中小企業のオジさん的な迷惑な存在としてがんばってみてください。

**商品** 今日のあなたは商品です。売り物です。間違いなく価値ある存在です。今日のあなたは誰しものがあなたを欲する存在、そんなスター的な一日を過ごすことになるでしょう。もっとも、高級ブランドショップの商品か駄菓子屋の商品かで大きな違いはありますがね。あなたはたぶん、後者だと思われま

**普通預金** 今日のあなたは普通預金。「普通」ですけど、預金ですから重要な存在です。たとえてみると、社会で働く多くの人のイメージですね。そういう人たちが集まって、社会を支えている訳です。六本木ヒルズに縁はないかもしれませんが、身の丈にあった人生を歩めそうな予感がします。今日は可もなく不可もなくな感じ。

1位

2位

3位

当事務所でプチブームになったマニアック??な占いがあるので、ご紹介します。その名も・・・  
**「勘定科目占い」**  
[http://www.zeikenjic.co.jp/top/uranai/uranai\\_top.php](http://www.zeikenjic.co.jp/top/uranai/uranai_top.php)  
生年月日を入力すると、その日の運勢が勘定科目でわかります。勘定科目がわからない・・・という方も、簡単な説明がありますので、ご安心ください。結構辛口コメントなので、笑えますよ(^\_^)  
占い結果の一部を掲載しますので、興味のある方はお試してください。  
さあ、あなたの今日の運勢は？  
(・・・??) (平野)

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
TEL : 088-625-2556  
FAX : 088-654-1181

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご意見下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には完全を期してはいますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負い兼ねます。また特定の商品や奨励品を中傷するものではありません。

